事　務　連　絡
令和３年１月２８日

各都道府県建設業協会　御中

一般社団法人　全国建設業協会
労働部

「法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査」
の協力依頼について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課より標記調査の依頼がありました。この調査は、社会保険加入対策に関連したこれまでの施策の浸透状況や各建設業者団体に所属する会員企業等の取組状況を把握し、更なる社会保険への加入徹底方策を検討していくため、昨年度に引き続き実施するものです。

つきましては、添付の調査依頼等をご一読の上、貴協会会員企業の皆様にご協力を賜りたくお願いいたします。

以上

（担当：労働部　吉田）

事　務　連　絡
令和３年１月22日

建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会 参加団体　各位

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

アンケート調査へのご協力のお願い

各建設業者団体の皆様におかれましては、平素より国土交通行政の推進にご協力いただき厚くお礼を申し上げます。

さて、このたび国土交通省では、社会保険加入対策に関連したこれまでの施策の浸透状況や各建設業者団体に所属する会員企業等の取組状況を把握し、更なる社会保険への加入徹底方策を検討していくため、業務委託先である株式会社日本アプライドリサーチ研究所を調査実施主体といたしまして、昨年度に引き続き、下記のとおり建設企業の皆様を対象としたアンケート調査を実施いたします。

御多忙の折、誠に恐縮ではございますが、アンケート調査の実施・回答につきまして、会員企業へご周知くださいますよう、何卒、ご協力の程、お願いいたします。

なお、本調査は、建設業における社会保険加入対策に関連する取組の進捗状況の把握を目的としたものです。調査結果は目的以外に使用することはなく、建設業法等の関係法令に基づく監督処分や行政指導、立入検査等の対象となることもありません。また、調査の回答は統計的に処理したうえで活用するため、回答企業が特定されるようなこともありませんので、ありのままをご回答いただきますよう、ご周知いただければ幸いです。

記

１．調査の目的

各建設企業における以下の現状を把握することを目的に、建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会に参加する建設業者団体に所属する会員企業に対してアンケート調査を行う。

○下請企業等に対する社会保険加入の確認について

○法定福利費を内訳明示した見積書について（元請企業・下請企業として）

○請負代金内訳書等における法定福利費の明示について

○民間発注工事における誓約書の提出について

２．調査対象

建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会参加団体に所属する建設企業　など

３．調査の流れ

①国土交通省から会員企業等へアンケートにご協力いただくよう各建設業者団体に依頼。

②各建設業者団体から会員企業に対してアンケートの実施を周知。

③ＷＥＢアンケートにより、各会員企業から直接回答（回答手順等は別添を参照）。

④調査実施主体（株式会社日本アプライドリサーチ研究所）にて集計。

４．アンケートページ

https://awawa.jp/fukuri/

５．回答期限

令和３年２月１９日（金）１７時

６．問い合わせ先

アンケート事務局

TEL:03-6801-6910（平日 10:00-17:00）

７．その他

・アンケート調査の回答方法は、集計作業の関係等により、原則インターネットにより提出してください。何卒、ご協力お願いします。

・本調査は、各建設企業の取組方針・取組状況を把握することを目的としておりますので、各建設企業の取組等を統括されている部署のご担当者等においてご回答ください。

・調査内容は主に「法定福利費を内訳明示した見積書」に関する設問となります。本見積書の活用については、標準見積書を作成・活用いただいている建設業者団体はもとより、同見積書を作成していない建設業者団体に所属する会員企業におかれても、活用されていることが想定されます。つきましては、標準見積書を作成していない団体におかれましてもできる限りアンケートに回答頂くよう、会員企業にご周知ください。

＜担当＞
国土交通省不動産・建設経済局
建設市場整備課　労働適正化係　三木
Tel 03-5253-8111 (内線：24828)/fax 03-5253-1555
03-5253-8283 (直通)
E-mail：miki-h2f7@mlit.go.jp

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

各建設事業者の皆様

令和３年１月 22 日

国土交通省不動産・建設経済局
建設市場整備課

ウェブアンケート調査ご協力のお願い

国土交通省では、建設産業の健全な発展と建設技能者の処遇向上を目指し、平成 26 年度より「法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査」を実施しております。このたび令和元年度の調査を実施するにあたり、御社にもご回答をお願いすることとなりました。
趣旨をご理解の上、アンケートへのご協力をお願いいたします。

なお、本調査は任意でご協力をお願いするものですが、施策に反映する大切な基礎資料となるものですので、ぜひご協力頂きますようお願い致します。

回答サイト

本調査は、原則インターネットでの回答をお願いしております。下記 URL へアクセスし、ご回答頂きますようお願いします。

URL **https://awawa.jp/fukuri/**

・調査結果は当該目的のみに使用いたします。回答内容により、建設業法等の関係法令に基づく監督処分や行政指導、立入検査等の対象となることはございません。
・設問の大半は選択肢形式で、回答時間は 10 分程です。
・委託先である「日本アプライドリサーチ研究所」サイトのトップページにも回答サイトへの入場バナーがあります。

回答方法

同封の別紙をご覧下さい

回答期限

令和３年２月１９日(金) 17:00

＜回答方法・内容に関するお問い合わせ＞

(株)日本アプライドリサーチ研究所
社会保険調査担当
Tel 03-3830-0086 (平日 10:00-17:00)
Fax 03-5259-6381
E-mail：kensetsu@yama-21.com

＜国土交通省担当部局＞

国土交通省不動産・建設経済局
建設市場整備課労働適正化係　三木
Tel 03-5253-8111 (内線：24828)
Fax 03-5253-1555

ウェブアンケートの回答方法

ウェブアンケートには、次のような手順でアクセスし、回答して下さい。

1 本調査トップページへのアクセスをお願いします。

https://awawa.jp/fukuri/

※ブラウザのアドレスバーに上記ＵＲＬを入力しページを表示させて下さい

2 表示される画面の手順に従って、入力して下さい。※画面はイメージです。実際とは細部が異なる場合があります。

●「WEB アンケートに答える」のボタンを押して下さい。

〈はじめにお読み下さい〉

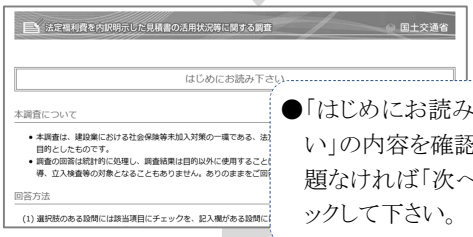

●「はじめにお読み下さい」の内容を確認し、問題なければ「次へ」をクリックして下さい。

〈各設問のページ〉

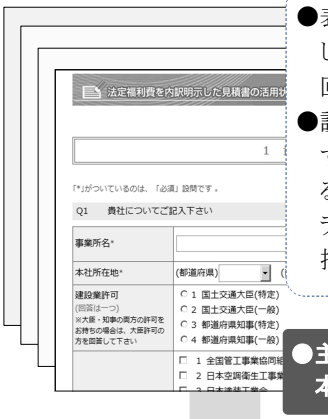

●表示される画面に従って、入力してください。設問数や内容は回答者によって異なります。

●設問は複数のページに渡ります。空欄や不正確な回答があると、次のページに進む際にエラーメッセージが出ますので、指示に従って修正して下さい。

●主な設問内容については本紙の裏面をご覧下さい。

〈最終ページ〉

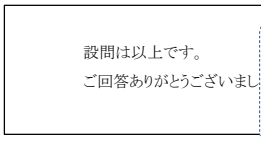

●「ご回答ありがとうございました。」という表示が出たらアンケートは終了です。

※回答にあたっては画面上の指示に従い、必ず最後の「設問は以上です。ご回答ありがとうございました。」画面までお進み下さい。入力画面の途中で画面を閉じるなどしますと回答は送信されません。

お問い合わせ

アンケート事務局

TEL:03-3830-0086　（平日 10:00-17:00　受付期間　～2月１９日（金））

※お電話が集中した場合はつながり難いことがあります。その際は恐れ入りますが、時間を空けてからお掛け直しください

FAX:03-5259-6381

本調査でお尋ねする主な内容

本調査の設問は、回答内容により異なってきますが、概ね次のような事項をお尋ねします。設問の大半は選択肢形式で、回答に必要な時間の目安は10分程です。※ご回答者様により設問内容に変動があります。

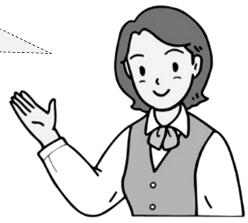

1.貴社の概要について

・基本情報
（事業所名、企業形態、本社所在地、建設業許可、建設業許可番号、所属団体、主な許可業種、従業者数）
・請負工事の概要
（元請／下請、公共／民間工事の割合、工事の発注者の属性、最も多い請負階層、請負った工事の元請企業）

2.下請企業等に対する社会保険加入の確認について

・下請企業・協力会社の有無
・下請企業等に対する社会保険の加入状況の確認・指導について（企業、従業員・作業員）

3.法定福利費を内訳明示した見積書について(元請企業として)

・下請企業等に対する法定福利費を内訳明示した見積書の提出指導の有無
・下請企業等からの法定福利費を内訳明示した見積書の提出の有無
・発注者との請負契約締結に際し、法定福利費を見積もった上で契約締結を行っているかの有無
・法定福利費を見積もっていない理由

4. 法定福利費を内訳明示した見積書について(下請企業として)

・注文者からの法定福利費を内訳明示した見積書の提出指導の有無
・注文者に対する法定福利費を内訳明示した見積書の提出の有無
・法定福利費を内訳明示した見積書を提出していない理由
・法定福利費を内訳明示した見積書を提出した際の注文者の反応
・注文者からの法定福利費の支払い状況
・注文者に法定福利費を内訳明示した見積書を受け取ってもらえなかった、減額された理由
・注文者に対して提出する見積書の様式について
・見積書に内訳明示した法定福利費額の算出方法について

5. 請負代金内訳書等における法定福利費の明示について

・請負代金内訳書等における法定福利費の明示の有無
・請負代金内訳書等を提出する取組を実施していない理由
・請負代金内訳書等に法定福利費を明示する約款や契約書を使用していない理由

6. 民間発注工事における誓約書の提出について

・民間発注工事の注文者に対して、受注した工事において社会保険未加入企業を下請としないことを誓約する「誓約書」の提出の有無
・誓約書を提出していない理由

以上

本調査は、基本的にホームページでのご回答をお願いしております。本紙は、事前に設問を把握して頂くための参考資料となりますが、インターネット環境のない方は直接記入して FAX して頂くこともできます。

令和２年度
法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査
ウェブアンケート(FAX 版)

はじめに

本調査について

○本調査は、建設業における社会保険加入対策の一環である、法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等を把握することを目的としたものです。

○調査の回答は統計的に処理し、調査結果は目的以外に使用することはありません。関係法令に基づく監督処分や行政指導、立入検査等の対象となることもありません。
ありのままをご回答下さいますようお願い致します。

○本調査は、国土交通省から委託を受けて、株式会社日本アプライドリサーチ研究所が実施するものです。

回答方法

(1) 下記サイトにアクセスしてお答え下さい
URL　https://awawa.jp/fukuri/

(2) 選択肢のある設問には○印を、記入欄がある設問には具体的な数値や記述を記入して下さい。

(3) 各設問は、原則として令和2年 12 月 31 日現在の状態を記入して下さい。

(4) 令和3年 2 月 19 日までにご回答下さいますように、お願い申し上げます。

お問い合わせ

アンケート事務局　FAX　03-5259-6381
TEL　03-3830-0086(平日 10:00-17:00)

1 貴社の概要について

Q1.貴社についてご記入下さい

事業所名		**企業形態**（○は一つ）	1 法人 2 個人
本社所在地	[　　]都道府県 [　　]市区町村		
建設業許可（○は一つ） ※複数の許可をお持ちの場合、年間完成工事高が一番多いものを一つ回答してください	1 国土交通大臣(特定) 2 国土交通大臣(一般) 3 都道府県知事(特定) 4 都道府県知事(一般)	**建設業許可番号** ※複数の許可をお持ちの場合、年間完成工事高が一番多いものを一つ回答してください	
所属団体（○はいくつでも）	※1 下記の選択肢より選択して下さい	**主な許可業種**（○はいくつでも）	※2 P2 の選択肢より選択して下さい
従業者数（○は一つ） ※期間の定めのある従業員、及び直接的な雇用関係がない従業員を除く全就業者の数	1 1 人　2 2～4 人　3 5～9 人 4 10～29 人　5 30～99 人　6 100～299 人 7 300～499 人　8 500～999 人　9 1,000 人以上		
総工事高に占める元請･下請工事の割合（○は一つ） ※今年度、貴社が請け負った工事について	1 8 割以上が元請工事である 2 8 割以上が下請工事である 3 元請・下請が混在している		
総工事高に占める公共･民間工事の割合（○は一つ） ※今年度、貴社が請け負った工事について	1 公共工事が主である 2 民間工事が主である 3 公共工事と民間工事はほぼ同程度である	**公共工事の発注者**（○は一つ） ※総工事高に占める公共･民間工事の割合が、「1」「3」の方のみ回答	1 国 2 都道府県 3 市区町村

総工事高に占める元請･下請工事の割合が「2」「3」の方のみ回答

最も多い請負階層（○は一つ）	1 1 次下請（元請から工事を請け負う者） 2 2 次下請以下（1 次下請から工事を請け負う 2 次下請及びさらに高次の下請）	**貴社が請負った工事の元請企業**（○は一つ） ※今年度、請負った工事の元請として、最も多い企業を選択して下さい	1 スーパーゼネコン 2 総合工事業(全国展開) 3 ハウスメーカー 4 職別工事業・設備工事業(全国展開) 5 地場の建設企業 6 その他

※1 「所属団体」選択肢一覧

1 全国管工事業協同組合連合会
2 日本空調衛生工事業協会
3 日本塗装工業会
4 全国建設業協会(各建設業協会)
5 日本左官業組合連合会
6 日本サッシ協会
7 日本電設工業協会
8 全国クレーン建設業協会
9 日本道路建設業協会
10 鉄骨建設業協会
11 日本建設組合連合
12 全国中小建設業協会
13 情報通信エンジニアリング協会
14 日本橋梁建設協会
15 全国鉄筋工事業協会
16 日本鳶工業連合会
17 日本室内装飾事業協同組合連合会
18 日本タイル煉瓦工事工業会
19 全日本板金工業組合連合会
20 日本造園建設業協会
21 日本冷凍空調設備工業連合会
22 日本機械土工協会
23 日本シャッター･ドア協会
24 全国建設室内工事業協会
25 建築開口部協会
26 プレストレスト･コンクリート建設業協会
27 日本保温保冷工業協会
28 全国基礎工事業団体連合会
29 日本ウエルポイント協会
30 日本グラウト協会
31 日本建設躯体工事業団体連合会
32 日本造園組合連合会
33 全国防水工事業協会
34 日本基礎建設協会
35 全日本瓦工事業連盟
36 日本型枠工事業協会
37 全国ダクト工業団体連合会
38 全国コンクリート圧送事業団体連合会
39 全国タイル業協会
40 日本計装工業会
41 日本エクステリア建設業協会
42 全国道路標識･標示業協会
43 日本金属屋根協会
44 日本内燃力発電設備協会
45 日本建築板金協会
46 消防施設工事協会
47 日本運動施設建設業協会
48 全国圧接業協同組合連合会
49 中小建設業住宅センター
50 全国マスチック事業協同組合連合会
51 全国ポンプ･圧送船協会
52 全国板硝子工事協同組合連合会
53 日本屋外広告業団体連合会
54 全国解体工事業団体連合会
55 日本建設インテリア事業協同組合連合会
56 日本ウレタン断熱協会
57 日本配管工事業団体連合会
58 ビルディング･オートメーション協会
59 日本トンネル専門工事業協会
60 日本アンカー協会
61 日本潜水協会
62 全国特定法面保護協会
63 日本在来工法住宅協会
64 ダイヤモンド工事業協同組合
65 日本建設業連合会
66 フローリング協会
67 プレハブ建築協会(住宅生産団体連合会)
68 全国中小建築工事業団体連合会(住宅生産団体連合会)
69 日本ツーバイフォー建築協会(住宅生産団体連合会)
70 日本木造住宅産業協会(住宅生産団体連合会)
71 プレストレスト･コンクリート工事業協会
72 全国鐵構工業協会
73 マンション計画修繕施工協会
74 全国建具組合連合会
75 全国建行協
76 日本海上起重技術協会
77 建設業適正取引推進機構
78 日本外壁仕上業協同組合連合会
79 その他の団体
80 所属団体なし

※2　主な許可業種　選択肢一覧

1 土木工事業	9 管工事業	17 塗装工事業	25 建具工事業
2 建築工事業	10 タイル・れんが・ブロック工事業	18 防水工事業	26 水道施設工事業
3 大工工事業	11 鋼構造物工事業	19 内装仕上工事業	27 消防施設工事業
4 左官工事業	12 鉄筋工事業	20 機械器具設置工事業	28 清掃施設工事業
5 とび・土工工事業	13 ほ装工事業	21 熱絶縁工事業	29 解体工事業
6 石工事業	14 しゅんせつ工事業	22 電気通信工事業	
7 屋根工事業	15 板金工事業	23 造園工事業	
8 電気工事業	16 ガラス工事業	24 さく井工事業	

2 下請企業等に対する社会保険加入の確認について

●下請企業等に対する社会保険の加入状況の確認についてご回答下さい。

※「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」について令和２年１０月１日に改訂されました。社会保険加入状況の確認を行う際、登録時に加入証明書等の確認を行うなど情報の真正性が担保されている建設キャリアアップシステムの活用を原則としました。なお、建設キャリアアップシステムを活用せず、下請の選定時・作業員の現場入場時に社会保険の加入確認を行う場合は保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなど真正性の確保に向けた措置を講ずるよう求めています。

Q2-1　下請企業・協力会社の有無について、お尋ねします。貴社には下請企業・協力会社がいますか。（○はひとつ）

1. 下請企業・協力会社がいる　〈→Q2-2〉へ
2. 下請企業・協力会社はいない　〈→Q4-1〉へ

Q2-2　下請企業・協力会社の社会保険の加入確認は実施していますか。**企業**の加入状況、**従業員・作業員**の加入状況それぞれについてご回答下さい。

a. **企業**の加入状況の確認について（○はひとつ）

1. 主に建設キャリアアップシステムで確認している
2. 主に「施工体制台帳（再下請負通知書）」に加えて社会保険料の領収済通知書等関係資料で確認している
3. 主に「施工体制台帳（再下請負通知書）」で確認している
4. 特に確認していない
5. その他（具体的に：　　）

b. **従業員・作業員**の加入状況の確認について（○はひとつ）

1. 主に建設キャリアアップシステムで確認している
2. 主に「作業員名簿」に加えて標準報酬月額決定通知書等関係資料で確認している
3. 主に「作業員名簿」で確認している
4. 特に確認していない
5. その他（具体的に：　　）

●以降は、元請・下請契約における法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況についての質問です。
貴社の状況に応じて、所定の設問にお進み下さい

総工事高の「8割以上が下請工事」の方 ⟶ Q4-1へ
総工事高の「8割以上が元請工事」の方 ⟶
「元請・下請工事が混在している」方 ⟶ Q3-1へ

3 法定福利費を内訳明示した見積書について(元請企業として)

Q3-1　法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう、下請企業に対して指導していますか（○はひとつ）

1. 全ての下請契約で、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導している
2. 全ての下請契約で、内訳明示はしないが法定福利費を含んだ見積書を提出するよう指導している
3. 一部の下請契約で、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導している
4. 一部の下請契約で、内訳明示はしないが法定福利費を含んだ見積書を提出するよう指導している
5. 特に指導していない

Q3-2　実際に法定福利費を内訳明示した見積書の提出を受けたことはありますか（○はひとつ）

1. かなりある（８割以上）
2. おおむねある（５～８割程度）
3. あまりない（３～５割程度）
4. ほとんどない（１～３割程度）
5. まったくない（１割未満）

Q3-3　発注者との請負契約締結に際し、法定福利費を見積もった上で契約締結を行っていますか（○はひとつ）

1. ほとんど行っている（８割以上）
2. おおむね行っている（５～８割程度）
3. あまり行っていない（３～５割程度）　→〈Q3-4〉へ
4. ほとんど行っていない（１～３割程度）　→〈Q3-4〉へ
5. まったく行っていない（１割未満）　→〈Q3-4〉へ

《次のQ3-4は、法定福利費を見積もった上で契約締結を行っている割合が5割未満の方のみご回答下さい》

Q3-4　法定福利費を見積もっていない理由は何ですか（○はいくつでも）

1. 受注競争上不利になるため
2. 発注者から見積もるよう指示がなかったため
3. 発注者が総価しか見ないなど、見積もっても意味がないと考えたため
4. 下請企業において必要となる法定福利費の額を把握していないため
5. 法定福利費の計算方法が難しく、自社で見積もることが困難であるため
6. 見積書等が指定された様式であったため
7. 同業他社が見積もっていないため
8. 以前に法定福利費を記載した見積書を提出したが受け取ってもらえなかったため
9. 発注者から見積もらないように指示されたため
10. 公共工事ではないため
11. その他（具体的に：　　）

総工事高の「8割以上が元請工事」の方は、Q5-1に進んで下さい。

「元請・下請工事が混在している」方は、Q4-1に進んで下さい。

4 法定福利費を内訳明示した見積書について(下請企業として)

Q4-1　注文者から、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するように指示は受けていますか（○はひとつ）
1. ほとんどの工事で指示を受けている（８割以上）
2. おおむね指示を受けている（５～８割程度）
3. あまり指示を受けていない（３～５割程度）
4. ほとんど指示を受けていない（１～３割程度）
5. まったく指示を受けていない（１割未満）

Q4-2　注文者に対して、法定福利費を内訳明示した見積書を提出していますか（○はひとつ）
1. ほとんどの工事で提出している（８割以上）→〈Q4-4〉へ
2. おおむね提出している（５～８割程度）→〈Q4-4〉へ
3. あまり提出していない（３～５割程度）→〈Q4-3〉へ
4. ほとんど提出していない（１～３割程度）→〈Q4-3〉へ
5. まったく提出していない（１割未満）→〈Q4-3〉へ
6. 取組自体がよくわからない
7. その他（具体的に：　　）

《次のQ4-3は、法定福利費を内訳明示した見積書を提出している割合が5割未満の方のみご回答下さい》

Q4-3　現在のところ、法定福利費を内訳明示した見積書を提出していない理由は何ですか（○はいくつでも）
1. 受注競争上不利になるため
2. 注文者との関係で提出できる雰囲気ではなかったため
3. 注文者から提出するよう指示がなかったため
4. 注文者が総価しか見ないなど、提出しても意味がないと考えたため
5. 法定福利費の計算方法が難しく、自社で作成することが困難であるため
6. 見積書が指定された様式であったため
7. 同業他社が提出していないため
8. 以前に提出したが受け取ってもらえなかったため
9. 注文者から提出しないように指示されたため
10. 公共工事ではないため
11. その他（具体的に：　　）

→Q5-1へ

《次のQ4-4は、法定福利費を内訳明示した見積書を提出している割合が5割以上の方のみご回答下さい》

Q4-4　注文者に内訳明示した見積書を提出した結果、どのような反応がありましたか（○はいくつでも）
1. 内訳明示した法定福利費を含む見積金額全額が支払われる契約となった→〈Q4-5〉へ
2. 見積総額は減額されたが法定福利費は減額されない契約となった→〈Q4-5〉へ
3. 内訳明示された法定福利費の一部のみ減額して支払われる契約となった→〈Q4-5〉へ→〈Q4-6〉へ
4. 法定福利費の一部を含めて減額される契約となった→〈Q4-5〉へ→〈Q4-6〉へ
5. 法定福利費の請求は認められなかった→〈Q4-6〉へ
6. 受け取ってもらえなかった又は受け取ってもらえたが無視された→〈Q4-6〉へ
7. その他（具体的に：　　）

《次のQ4-5は、法定福利費が「支払われる契約となった」（減額含む）方のみご回答下さい》

Q4-5　注文者からの法定福利費の支払いはどのように行われましたか（○はいくつでも）
1. 見積書に内訳明示した法定福利費の額を考慮して法定福利費が支払われた
2. 注文者が決めた工事費に対する割合などに基づいて法定福利費が支払われた
3. 企業として抱えている労働者の社会保険への加入率を考慮して法定福利費が支払われた
4. 実際に工事現場に入場した労働者の人数等を考慮して法定福利費が支払われた
5. 請負金額の総額を調整する形で法定福利費が支払われた
6. 法定福利費がどのように支払われたのかわからない
7. その他（具体的に：　　）

→Q4-7へ

《次のQ4-6 は、「法定福利費が支払われない契約となった」「法定福利費を減額された」方のみご回答下さい》

Q4-6　「法定福利費を内訳明示した見積書を受け取ってもらえなかった」「法定福利費を減額された」理由は何だと思いますか（○はいくつでも）

1. 自社が社会保険に加入していない
2. 作業員（従業員）の中に社会保険未加入者がいたため
3. 注文者（元請企業又は上位の下請企業）が法定福利費を受け取っていない
4. 過去の見積額と比べて高額であった
5. 当該工事における注文者の目標利益を維持するため
6. 他社と比較して高額であった
7. 見積書の各費目（法定福利費を含む）の算定根拠が不明確であったため
8. 内訳明示した見積書の提出が法律、契約上の義務ではない
9. 指定様式ではなかった
10. 常に契約額に法定福利費を含んでおり、内訳明示する必要はないと思っている
11. 注文者（元請企業又は上位の下請企業）の会社としての方針である
12. わからない
13. その他（具体的に：　　）

Q4-7へ

《次のQ4-7 は、法定福利費を内訳明示した見積書を提出している割合が 5 割以上の方のみご回答下さい》

Q4-7　注文者に対して提出する見積書について、どのような様式を使用していますか（○はいくつでも）

1. 専門工事業団体が作成した標準見積書の様式
2. 自社が作成した見積書の様式
3. 注文者が指定した見積書の様式
4. その他（具体的に：　　）

Q4-8　見積書に内訳明示した法定福利費額は、どのように算出しましたか（○はひとつ）

1. 工事に必要な人工数や歩掛りを用いて算出した労務費に、社会保険料率を乗じて算出した
2. 労務費比率（※）を用いて算出した労務費に、社会保険料率を乗じて算出した
   ※過去の同種工事の実績等から、標準的な労務費比率を設定
3. 労務費を算出せず、過去の同種工事の実績等から法定福利費を算出した（※）
   ※工事費や工事数量あたりの平均的な法定福利費の割合を設定し、これを活用
4. その他（具体的に：　　）

5 請負代金内訳書等における法定福利費の明示について

Q5-1 注文者に対して契約締結後に提出する請負代金内訳書等に、法定福利費を明示していますか（○はひとつ）

※　平成 29 年 7 月、契約段階においても法定福利費が確保されるよう、公共工事・民間工事・下請契約の標準約款を改正し、受注者が注文者に提出する請負代金内訳書等へ法定福利費を明示する取組を開始しました。
また、平成 29 年 12 月、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款も改正され、標準約款と同様、請負代金内訳書に法定福利費を明示することとする規定が追加されました。

1. ほとんどの工事で明示している（８割以上）→〈Q6-1〉へ
2. おおむね明示している（５～８割程度）→〈Q6-1〉へ
3. あまり明示していない（３～５割程度）→〈Q5-2〉へ
4. ほとんど明示していない（１～３割程度）→〈Q5-2〉へ
5. まったく明示していない（１割未満）→〈Q5-2〉へ
6. 取組自体がよくわからない→〈Q6-1〉へ
7. その他（具体的に：　　）→〈Q6-1〉へ

《次のQ5-2 は、請負代金内訳書等に法定福利費を明示している割合が 5 割未満の方のみご回答下さい》

Q5-2　法定福利費を明示した請負代金内訳書等を提出する取組を実施していない理由は何ですか（○はいくつでも）

1. 請負代金内訳書等に法定福利費を明示する約款や契約書を使用していない→〈Q5-3〉へ
2. 請負代金内訳書等に法定福利費を明示する約款や契約書を使用しているが、注文者が必要と認める場合に提出させる規定となっており、提出の指示がなかったため提出していない
3. その他（具体的に：　　）

《次のQ5-3は、請負代金内訳書等に法定福利費を明示する約款や契約書を使用していないと回答した方のみご回答下さい》

Q5-3　請負代金内訳書等に法定福利費を明示する約款や契約書を使用していない理由は何ですか（○はいくつでも）

1. 公共工事・民間工事・下請契約の標準約款や民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款が改正されたことを知らない
2. 法定福利費を明示する効果が無い
3. 記載する法定福利費の計算が困難である
4. 現状で法定福利費を受け取れている
5. 注文者が使用していない
6. その他（具体的に：　　）

6　民間発注工事における誓約書の提出について

Q6-1　民間発注工事の注文者に対して、受注した工事において社会保険未加入企業を下請としないことを誓約する「誓約書」を提出していますか（○はひとつ）

※　平成30年1月、社会保険に適切に加入した企業による工事施工の確保を図るための取組として、受注者から発注者に対し、工事の施工について社会保険加入企業に限定する旨を約した「誓約書」を提出する取組が開始されました。

1. ほとんどの工事で提出している（８割以上）→〈終　了〉
2. おおむね提出している（５～８割程度）→〈終　了〉
3. あまり提出していない（３～５割程度）→〈Q6-2〉へ
4. ほとんど提出していない（１～３割程度）→〈Q6-2〉へ
5. まったく提出していない（１割未満）→〈Q6-2〉へ
6. 取組自体がよくわからない→〈終　了〉
7. 民間発注工事を受注していない→〈終　了〉
8. その他（具体的に：　　）→〈終　了〉

《次のQ6-2は、誓約書を提出している割合が5割未満の方のみご回答下さい》

Q6-2　現在のところ、誓約書を提出していない理由は何ですか（○はいくつでも）

1. 誓約書の取組を知らない
2. 任意的な取組で、強制ではないため
3. 全ての下請企業・協力会社が、社会保険に加入しているので提出する意味がないため
4. 工事期間が短い、工事金額が少額の工事等については提出していないため
5. 発注者からの依頼が無かったため
6. 以前に提出したが受け取ってもらえなかったため
7. その他（具体的に：　　）

設問は以上です。ご回答ありがとうございました。

ＦＡＸ：03-5259-6381 までご返送下さい